

議案第37号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第13条第2項中「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付実施等に伴い、改正の要あるため提案する。